

議会の



6月定例会

議決された議案

- 議案第29号** 平成26年度鶴田町水道事業決算認定について
- 議案第30号** 平成26年度鶴田町下水道事業決算認定について
- 議案第31号** 平成27年度鶴田町一般会計補正予算（第1号）案
- 議案第32号** 平成27年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第33号** 平成27年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第34号** 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第2号 平成26年度鶴田町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第35号** 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第3号 鶴田町町税条例等の一部を改正する条例
- 議案第36号** 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第4号 鶴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第37号** 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第5号 鶴田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号** 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第7号 鶴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第39号** 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第40号** 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第41号** 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 報告第2号** 専決処分した事項の報告について
専決第6号 損害賠償の額の決定について
- 報告第3号** 平成26年度鶴田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 請願第1号** 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める請願書
- 請願第2号** 米価暴落対策の意見書を求める請願
- 請願第3号** TPP交渉に関する請願
- 意見書案第1号** 2015年最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書案
- 意見書案第2号** 米価暴落対策を求める意見書案
- 意見書案第3号** TPP交渉に関する意見書案

概要 6月定例会

平成27年第2回鶴田町議定例会が、6月3日から11日まで会期9日間で開かれました。今定例会では、議案19件について審議が行われ、原案どおり議決（認定2件、可決8件、承認5件、同意1件、採択3件）されました。また、水道、下水道の公営企業会計決算が認定されたので、平成26年度の水道事業決算、下水道事業決算について、概要をご紹介します。



水道事業決算

収益的収入および支出	平成26年度	平成25年度
水道事業収益	310,099,762 円	299,420,980 円
水道事業費用	288,697,052 円	329,579,655 円
当年度純利益	13,551,378 円	△46,288,698 円
当年度未処分利益剰余金	350,255,337 円	165,872,315 円
翌年度繰越利益剰余金	350,255,337 円	165,872,315 円
資本的収入および支出		
資本的収入	80,000,000 円	194,224,000 円
資本的支出	158,951,780 円	434,240,449 円
資本的収支不足額	78,951,780 円	240,016,449 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額78,951,780円は、当年度分損益勘定留保資金71,100,448円、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額7,851,332円で補てんした。

※水道・下水道事業決算については、企業会計の制度改正に伴い、平成25年度との単純比較はできません。



下水道事業決算

収益的収入および支出	平成26年度	平成25年度
下水道事業収益	705,062,959 円	408,142,903 円
下水道事業費用	627,069,181 円	413,985,580 円
当年度純損益	70,630,540 円	△16,235,119 円
当年度未処理欠損金	780,069,588 円	873,338,566 円
当年度末不良債務	0 円	0 円
資本的収入および支出		
資本的収入	260,460,341 円	629,365,519 円
資本的支出	546,325,593 円	835,845,666 円
資本的収支不足額	285,865,252 円	206,480,147 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額285,865,252円は、資本費平準化債22,000,000円および当年度分損益勘定留保資金263,865,252円で補てんした。

※水道・下水道事業決算については、企業会計の制度改正に伴い、平成25年度との単純比較はできません。

一般質問

6月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

小関 優議員

所属会派 無所属

①住宅建築に対する補助金について

定住・移住を支援するために住宅建築する方に補助金を出してはどうか。また、町内の業者を利用した場合は、補助金を増額してはどうか。

②テレビ取材の放送情報について

東京の知人から、「偶然見たテレビ番組に鶴田町が映っており、事前に知ることができれば初めから見たかった」と伺いました。また、町内に住んでいる方からも同じような話を伺いました。町内外の方に、鶴田町で撮影されたテレビ番組の情報などをお知らせしてはどうか。

③選挙公報の発行について

若者に町長選挙や町議会議員選挙に興味を持ってもらい、投票率を向上させるため、選挙公報を発行してはどうか。

④フットリバー中学生大使の無償化について

家庭の財政事情によりフットリバーに行きたくても行けない子どもがいると伺いました。子どもたちのチャンスと平等にしてはどうか。

⑤小学校の再編について

小学校を再編した場合の1年間のランニングコストについて、前回定例会(平成27年第1回定例会)の一般質問の回答において、スクールバスの経費や給食の配送費などが含まれていない経費を回答されました。小学校を再編するにあたり、経費も横にらみしながら検討する必要があると私は思います。ランニングコストを考えずに再編するつもりでしょうか。

⑥小学校建設補助金の返還について

小学校を建設した際、国などの補助金を受けて建設されていると思います。現在、小学校を廃校とした場合、小学校建設補助金返還の対象となる小学校はございますか。ある場合、対象校と返還額をお知らせください。

答弁 町長

定住・移住を支援するために住宅建築する方に補助金を出してはどうかという点につきまして、人口減少への歯止め対策としての住宅建設は、定住促進として即効性が高く、その対策としてこれまで住宅リフォーム促進支援事業や新エネルギー設備設置事業を実施して、経費の一部を補助してまいりました。

現在、青森県内で住宅建設支援制度を実施している市町は八戸市、平川市、三沢市、六戸町、横浜町、おいらせ町など伺っています。それぞれ限度額や支援方法は異なりますが、ほとんどが40万円から60万円を上限額としています。また、国では、消費税増税に対する緩和策として最大30万円の「すまい給付金」を実施しています。

平川市では、子育て世帯への住宅取得費用の一部を上限40万円として補助し、市内業者が施工した場合、20万円を加算しています。町の住宅建設は、平成26年に建

築確認申請された新築の建物は34件あり、その内訳として町内18件、町外4件、事業者12件となっております。平成22年から平成26年までの過去5年間の建築確認申請の平均は約28件となっており、県内の先進事例を参考にして試算した場合、限度額を40万円、地元施工業者への加算額を20万円に設定しますと、約1100万円を超える補助金が必要となります。

限られた財源の中で、今後の公営住宅建設ならびに住宅の長寿命化対策、子育て支援対策、若者の定住対策などをどのように進めるか、また、現在策定中のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、移住・定住対策は重要な項目でありますので、有効な施策となるよう検討してまいります。

次に、テレビ取材の放送情報についてですが、これまでは、事前に放送日時等の情報がわかっている場合は、役場内の庁内放送でお知らせしてまいりました。町観光協会でも、観光ウェブマガジン・メ



△6月定例会の議場



△第31回中学生大使フッドリバー訪問団とホストファミリーの皆さん

「データ・ツルタ」で情報を発信しております。また、個人から宣伝してほしいと手作りのポスターを庁舎内に貼り出したこともありました。

町出身者や町関係者にとりまして、町の様子がテレビ放映されることは、うれしいことでもありませんので、事前にテレビ放映の情報がある場合は、ホームページやつるりんほっとメールなどでお知らせできるようにしてまいります。

答弁 選挙管理委員会委員長
選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載したもので、公職選挙法によって、町議会議員および町長選挙においては、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができるものとされております。

町議会議員および町長選挙では、選挙期間が5日間と短く、選挙公報を発行する場合は、短期間のうちに印刷・校正・配布の作業

を完了しなければならず、難しい面もあります。

4月の統一地方選挙では、野辺地町が町議会議員選挙で選挙公報を発行したとの報道がありました。野辺地町では、議会改革の一環として、候補者同士の公約の比較がしやすいことから、投票の際の判断材料の一つとして活用してもらおうことを目的として発行したようでもあります。また、先日の五戸町長選挙でも、選挙公報を発行したとの報道がありました。

いづれにしても、選挙公報を発行する条例を制定する場合は、議会の可決が必要になりますので、議員の皆さまと町長とで議論していただきたいと考えております。

答弁 教育長

家庭の財政事情によりフッドリバー市に行きたくても行けない子どもたちのチャンスを平等に提供しようかということにつきまして、現在、町では青少年が、留学生、実習生、研修生または中学生大使として姉妹都市と交流を図るための資金の貸与を円滑かつ効率的に行うため、鶴田町姉妹都市青少年交流基金を設置しております。

フッドリバー市へ中学生大使として訪問する際に、無利息で旅費を借りることが可能ですので、ご活用いただければと考えております。

次に、小学校を再編するにあたり、経費を横にらみしながら検討する必要があります。ランニングコストを考えずに再編するつもりかと

のご質問にお答えいたします。経費を試算するにあたり、統合小学校建設予定地を仮に本町地区とし、児童数は現在の児童数、バスの運行区間は、統合小学校と現存する小学校の区間として仮定すると、スクールバスにつきましては、2校の場合、約2900万円、1校の場合、約3600万円となります。

また、給食の配送費につきましては、2校の場合、約570万円、1校の場合約560万円となります。さらに、平成27年度の予算から光熱水費、燃料費、通信運搬費を算出しますと、2校の場合、約2100万円となり、1校の場合、約1400万円となるものと思われまます。

ランニングコストの合計としては、2校の場合、約5570万円、1校の場合、約5560万円となります。ただし、この数値につきましては、先に述べた仮定に基づいて試算したものであり、確定したものではありません。ご承知置きください。

いづれにいたしましても、子どもたちの学習環境を整えることを第一に考えていきたいと思っております。

次に、小学校を建設した際に、小学校を廃校とした場合、小学校建設補助金返還の対象となる小学校があるかとのご質問につきまして、平成20年6月、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について」という文部科学省からの通達があり、学校の統廃合に伴う財産処分手続を弾力

化し、廃校施設等の有効活用を促進することとされました。

これによって、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物ならびにこれに付随する建物以外の工作物および設備の無償による財産処分については、文部科学省の承認があったものとみなすこととなり、補助金の返還は不要となりました。このため、現在、鶴田町で補助金返還の対象となる小学校はございません。

新谷 賢剛 議員

所属党派 日本共産党

①町の国民健康保険の今後の運営見通しについて

医療保険制度改革関連法が成立し、改善されて、国保運営が町から県に移管される。今後、町国保税（現在県内28位）の引き上げや、あるいは医療費を強制的に削減することによって患者の負担増につながる仕組みが導入された。見解を問う。

②中学校教科書の採択について

中学校教科書の採択にあたっては、今後4年間を真実に基づいた

教科書を使用して、真実を教える見地で採択するべき。

③ 食育教育の進捗状況について

1) 学校給食へ町産品を使用する取り組みは、使用する量と品目が頭打ちの状態にある。積極的に改善すべきである。
2) 朝ごはん運動の到達と評価について

④ 昨年の町長選挙の公約の一つであった介護と福祉分野で働く人たちの待遇改善の現状について

町長は昨年の町長選挙での公約に介護・福祉分野で働く職員の待遇改善すると約束した。選挙後、約1年を経た。この間どのように取り組んだのか問う。

答弁 町長

健康保険法や国民健康保険法など5本の改正法をまとめた一括法として「医療保険制度改革関連法」が5月27日の参議院本会議で成立しました。その内容は、加入者の8割を定年後の元会社員の方など無職の方や非正規労働者が占める国民健康保険の財政基盤を強化するため、平成27年度から税金の投入、平成30年度からは健康保険組合などからの資金も投入することとし、医療費負担では、入院時の

食事代の自己負担額の値上げや紹介状なしでの特定機能病院等の受診に定額負担を求めるなど、患者の負担増につながる見直しが盛り込まれております。

また、国民健康保険医療費の削減を図るため、保険者には、安価な後発医薬品いわゆるジェネリック薬品の普及促進、重複受診などによる過剰投薬等の削減などが求められ、平成30年度に国民健康保険の運営が市町村から都道府県に移管されることになっております。

当町の1人当たりの保険料は、ご承知のとおり、平成26年度の見込みで8万8888円で、県内では低い方に位置しています。また、1人当たりの医療費は20万1391円と県内では低い方から3番目となっておりますが、国民皆保険を維持していくためには、国民健康保険加入者の医療費負担はもとより、健康保険組合などの加入者の保険料および医療費負担の増加は、避けられない状況にあると感じております。

町の国民健康保険の今後の運営見直しにつきましては、県に移管されるまでは、収納率、医療費、国交付金等において極端な増減がなければ、現状の保険税を維持できるような、これまで以上に収納率の確保や医療費の抑制に努めてまいります。

次に、朝ごはん運動の到達と評価についてですが、皆さまご承知のとおり平成16年に朝ごはん条例を施行して以来、健康長寿の町を目指して、町民の皆さまと

一体となって朝ごはん運動を展開してまいりました。条例制定当時、朝ごはんの欠食率が、1割を超えていましたが、最近の調査では8.5%となり、また、肥満児の割合も16%だったのが、11.7%となるなど、これまでの運動の成果によつて改善されてきている項目もあります。

また、当町の平均寿命は、男性が全国の市町村でワースト10位の74.5歳だったのが、77.0歳、22位まで改善しておりますが、全国平均には届いておりません。女性の平均寿命も84.1歳から86.1歳と改善しましたが、依然として全国平均を下回ったままです。

朝ごはん運動推進本部では、毎年会議を開催し、前年度の実績について評価しておりますが、目標のガイドラインまでは到達できておりません。一方で、朝ごはん運動が全国的な運動として広がりを見せており、全国に先駆けて朝ごはん運動を展開してきた当町の取り組みは、一定の評価ができるものと自負しております。

健康づくりは、いかなる取り組みも即効性のあるものではなく、一進一退を繰り返しながら地道な取り組みが、10年先、20年先に成果として現れてくるものと考えております。今後も、健康長寿の町の実現に向けて、町民の皆さまと一体となって朝ごはん運動に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、介護・福祉分野で働く職員の処遇改善につきましては、国・県・町がそれぞれの負担割合に基



△昨年11月に行われた朝ごはん運動推進本部会議での意見交換の様子

づき支援する、福祉・介護職員処遇改善事業を各福祉・介護施設に對して、事業への取り組み啓発および申請等における支援を行ってまいりました。

平成26年度は、グループホーム8施設、小規模特別養護老人ホーム1施設、保育所5施設で職員の賃金改善がなされております。

平成27年度も引き続き、福祉・介護職員処遇改善事業が実施されることから、町では処遇改善の取り組みに対する支援、指導を行ってまいります。

答弁 教育長

中学校教科書の採択にあたって、今後4年間を真実に基づいた教科書を使用して、真実を教える見地で採択するべきであるということにつきましては、中学校の教科書は、来年度から4年間使うことになっており、教科書の採択は、非常に重要なことと認識しております。西北地区教科用図書採択協

議会が今年の4月に設置され、研究調査員が委嘱されておりますので、その推移を見守っていきたいと考えております。

次に、学校給食へ町産品を使用する取り組みについて積極的に改善すべきであるというご質問にお答えいたします。

平成26年度に学校給食応援隊が学校給食に提供した品目数は11品目であり、金額にすると約23万9千円でした。また、平成25年度は12品目であり、金額は約34万6千円、比較すると約10万7千円の減額でございました。

今後、学校給食へ町産品を使用する取り組みを改善するために、教育委員会と学校給食応援隊や食生活改善推進協議会の関わりをさらに密にするとともに、庁内関係課とも連携をとって検討を重ね、使用できる量と品目の量を積極的に改善できるよう取り組んでいきたいと思います。